

札幌市国保特定保健指導

令和6年度 業務内容

※「令和6年度 札幌市国民健康保険 とくとかん健診(特定健診) 後期高齢者健診 生活保護・支援給付世帯健診 特定保健指導 取扱要領」から一部抜粋

目的

被保険者の糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するとともに、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者及び予備群の減少を図ることを目的として実施します。

1 利用資格の確認

※事前申込の時点でもご確認下さい。

(1) 対象者

以下のア～ウのすべてを満たす者が対象です。

ア 札幌市国保が実施する特定健診の受診者で、階層化の結果「積極的支援」「動機付け支援」「動機付け支援相当」と判定された者

イ 特定健診を実施する年度に40歳以上(実施年度中に40歳になる者を含む)75歳未満(保健指導の初回面接日が75歳の誕生日の前日まで)の者

ウ 初回面接及び実績評価実施時点で札幌市国保の被保険者

※特定健診を実施する年度において65歳以上の方は(実施年度中に65歳になる者を含む)積極的支援の対象となった場合でも、動機付け支援を実施します。

※札幌市国保の被保険者が、特定健診ではなく職場健診等を受診した結果、特定保健指導基準に該当し、本人が職場健診結果を札幌市国保へ情報提供し特定健診と同様にデータを活用することに同意している場合は、札幌市国保特定保健指導を実施することができます。この場合も、初回面接及び実績評価実施時点において札幌市国保被保険者であることを確認する必要があります。

(2) 利用券

ア 特定保健指導を利用するには、「特定保健指導利用券」(以下「利用券」)と「被保険者証(または『被保険者資格証明書』)」(以下「被保険者証等」という)が必要です。

※保険者により特定保健指導の委託料・請求先が異なりますので、必ず保険者を確認し、被保険者証等の保険者と一致しているかを確認します。

イ 「利用券」と「被保険者証等」の氏名・生年月日・性別が一致しているか確認します。「利用券」の保険者名・保険者コードは居住区にかかわらず、札幌市国保は共通です。…「札幌市/00010017」

ウ 「利用券」及び「被保険者証等」の両方が有効期限内であるかを確認します。

エ 「利用券」は委託料の請求及び重複利用の防止のために必要ですので必ず回収します。

第八 特定保健指導

(3) 対象者の選定と階層化

※ 平成19年12月28日厚生労働省令第157号では、**階層化の基準**を次のように定めています。

ステップ1 腹囲とBMIで内臓脂肪蓄積のリスクを判定

- ・腹囲 男性 \geq 85cm、女性 \geq 90cm →(1)
- ・腹囲 男性 $<$ 85cm、女性 $<$ 90cm かつ BMI \geq 25 →(2)

ステップ2 検査結果、質問票より追加リスクをカウント

- ①血圧高値 a 収縮期 130mmHg 以上 または b 拡張期 85mmHg 以上
- ②脂質異常 a 空腹時中性脂肪 150mg/dl 以上
(やむを得ない場合は随時中性脂肪175mg/dl以上)
または
b HDLコレステロール 40mg/dl 未満
- ③血糖高値 a 空腹時血糖 100mg/dl 以上 または b HbA1c (NGSP) 5.6% 以上
※血糖について、空腹時血糖とHbA1cの両方を測定している場合は、**空腹時血糖の結果を優先し判定に用いる。**
- ④質問票 喫煙歴あり
- ⑤質問票 ①、②又は③の治療に係る薬剤を服用している

①～③はメタボリックシンドロームの判定項目、④はそのほかの関連リスクとし、
④については①から③までのリスクが1つ以上の場合にのみカウントする。

⑤に該当する者は**特定保健指導の対象にならない。**

ステップ3 ステップ1、2から保健指導レベルをグループ分け

- (1)の場合 ①～④リスクのうち
追加リスクが 2以上の対象者は **積極的支援レベル** (下記※)
1の対象者は **動機付け支援レベル**
0の対象者は **情報提供レベル** とする。
- (2)の場合 ①～④のリスクのうち
追加リスクが 3以上の対象者は **積極的支援レベル** (下記※)
1または2の対象者は **動機付け支援レベル**
0の対象者は **情報提供レベル** とする。

ステップ4

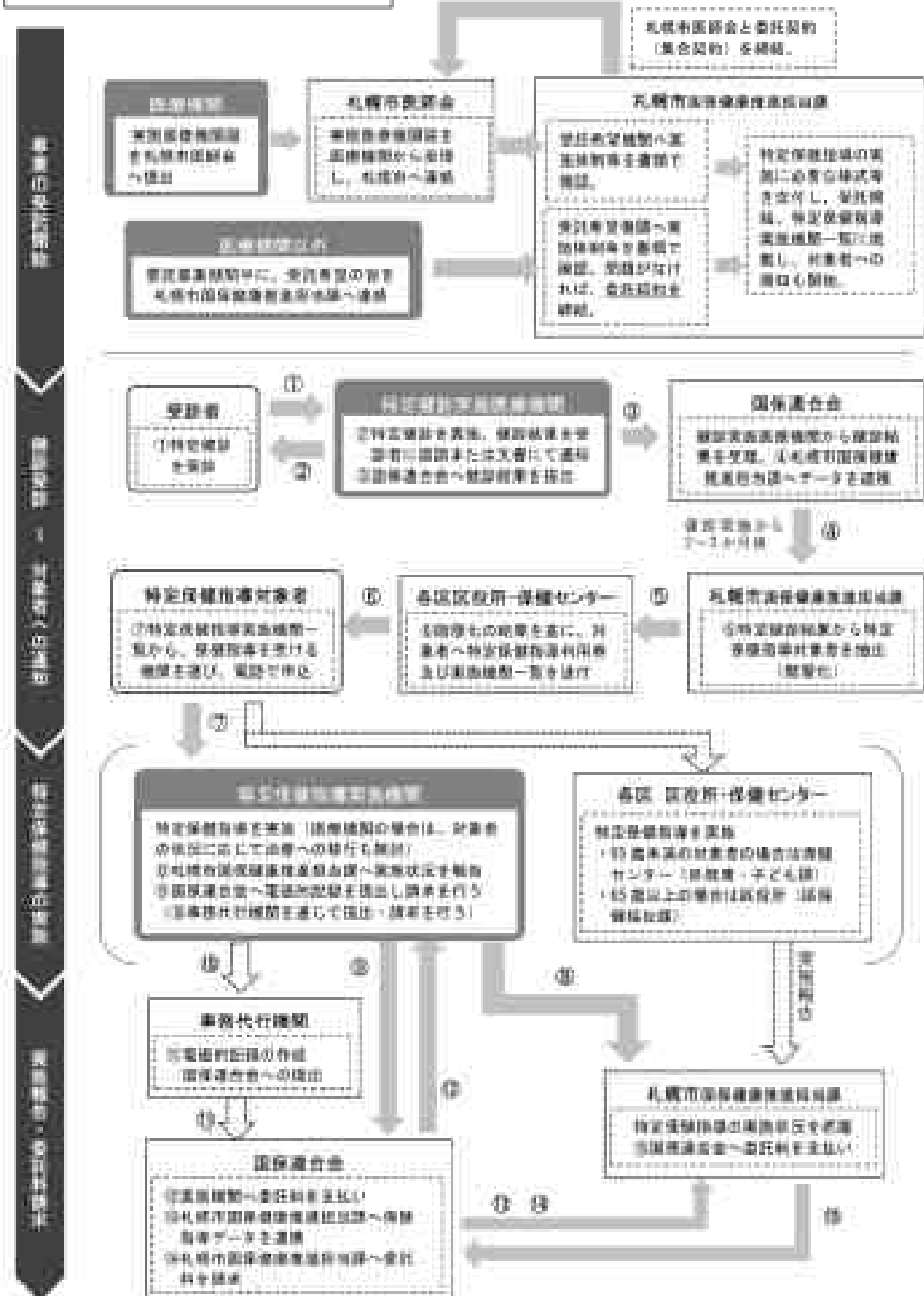
- 特定健診を実施する年度において65歳以上の対象者(実施年度中に65歳になる者を含む)は、**積極的支援の対象となった場合でも動機付け支援とする。**

※保健指導区分が2年連続積極的支援レベルに該当した者のうち、1年目に積極的支援を終了し、1年目に比べ2年目の健診結果が下記基準の通り改善している者について、2年目は保健指導区分を「**動機付け支援相当**」レベルとして、動機付け支援と同様の支援を実施した場合でも特定保健指導を実施したとみなすことが可能。(利用者や特定保健指導実施機関の事情・状況により判断する。)そのため、札幌市国保健康推進担当課での階層化作業においては、当初の保健指導区分は「**動機付け支援相当**」とする。(ただし、初回面接を早期実施又は分割実施する者は除く。)

【「改善した」と判断する基準】

- ・BMI $<$ 30の場合、腹囲1.0cm以上かつ体重1.0kg以上減少している者
- ・BMI \geq 30の場合、腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している者

特定保健指導事業の全体的な流れ(フロー図)



第八 特定保健指導

2 実施機関

各区保健センター、各区保健福祉課または札幌市が契約を締結する特定保健指導実施機関

3 実施方法

実施にあたっては、平成25年厚生労働省告示第91号「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法」、令和6年4月厚生労働省健康局「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」に則した内容とし、対象者の特性やニーズに応じた指導方法を組み入れていくこととします。

(1) 保健指導の内容

※令和5年度以前の健診受診者に関する取扱は、「令和5年度 業務内容」をご参照ください。

特定保健指導は、利用者が自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができる内容とします。実施機関は、基本的な保健指導プログラム（使用する学習教材等も含む）をあらかじめ作成し、札幌市国保健康推進担当課と共有します。なお、基本的な保健指導プログラムのパターンを参考4（72 ページ）に示しておりますので、プログラム作成時の参考としてください。

実施形態は施設利用型、初回面接分割型、訪問型、運動施設通所型（積極的支援のみ）とし、下記のとおり実施します。

施設利用型：実施機関の施設内で保健指導を実施

初回面接分割型：初回面接を「分割実施」にて実施

訪問型：対象者の自宅、地域の会館等に実施者が出向き保健指導を実施

運動施設通所型：健康運動指導士等による運動プログラムを取り入れた保健指導を実施

なお、札幌市国保特定保健指導では、ICT（情報通信技術）を活用したオンラインによる面接指導は取り入れておりません。

	積極的支援	動機付け支援
申込受付	実施機関において、特定保健指導を希望した者の受付を行う。 (予約受付後、概ね2週間以内に初回面接を実施できる体制を整えること。)	
健診結果データの確認	健診結果（検査及び質問票結果）は、健診機関が作成したもの、または特定保健指導利用券に記載されたデータを活用する。	
初回面接	<実施方法> 下記の3種類の方法のうち、いずれかの方法で実施すること。 ■「早期実施」 特定健診と特定保健指導の両方の実施が可能な実施機関において、健診当日等、血液検査結果を含む全ての健診結果が揃った段階で、実施機関にて階層化を実施して特定保健指導の対象者であることが判断できた場合は、特定保健指導利用券発行前でも初回面接を実施できる。	

	積極的支援	動機付け支援
初回面接	<p>■「分割実施」(初回面接分割型)</p> <p>特定健診と特定保健指導の両方の実施が可能な実施機関において、健診当日のBMI・腹囲・血圧・質問票(喫煙歴、服薬中)から実施機関にて階層化した結果、特定保健指導の対象となった場合、健診当日から1週間以内に初回面接分割実施1回目として面接指導を実施し、行動計画を9割方作成する。後日、血液検査等のすべての健診結果が揃った段階であらためて階層化を実施し、保健指導区分が「動機付け支援」と「積極的支援」のどちらになるかを確定させ、さらに医師が総合的な判断を行った上で、初回面接分割実施2回目として面接または電話等で指導を実施し、行動計画を完成させる。</p> <p>※初回面接分割実施ができる機関は、「積極的支援と動機付け支援の両方」を受託している機関のみとする。「動機付け支援」のみを受託している機関においては、血液検査等のすべての健診結果が揃った段階で再度階層化したときに「積極的支援の対象」となった場合、初回面接2回目を実施することができないため。</p> <p>■「通常実施」(上記以外の方法)</p> <p>特定保健指導利用券発行後に実施</p> <p><支援の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣と特定健診の結果との関係の説明や、生活習慣の振り返りを行い、生活習慣の改善の必要性について説明する。 ・食事、運動等、生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導をする。 ・目標値(腹囲・体重等)及び目標値に向けた生活習慣改善につながる行動目標等の設定を支援する。 	
支援計画の作成	<p>初回面接による支援において設定した行動目標を、利用者が達成できるよう、必要な介入・支援等の内容を取りまとめた計画書を作成する。</p>	
3か月以上の継続的な支援	<p>初回面接後(初回面接分割実施の場合は、初回面接2回目の後)、3か月以上の継続的な支援を行う。なお、初回面接を分割して実施した場合は、初回面接2回目実施後、同日中に継続的な支援を実施することも可能。</p> <p>実施にあたっては、プロセス評価及びアウトカム評価の合計で180ポイント以上の支援を行うことを最低条件とする。(ポイント算定条件はp60～61を参照)</p>	
実績評価	<p>初回面接後(初回面接分割実施の場合は、初回面接2回目の後)3か月以上経過後に、面接または通信等により、設定した行動目標が達成されているかどうか並びに身体状況及び生活習慣に変化が見られたかどうかについて、実績評価を行う。</p> <p>実施機関が、利用者から評価結果データが得られないために実績評価ができない場合は、利用者への度重なる督促・評価等の実施記録をもって代えられることとする(みなし評価)。なお、<u>不在など連絡がとれない場合の確認回数は3回以上とする</u>(電話でも可)。</p>	

第八 特定保健指導

	積極的支援	動機付け支援
脱落者の認定	①利用者の意向又は資格喪失の場合 初回面接による支援終了後、3か月を経過しない期間において、利用者から保健指導辞退の申出があった者又は資格喪失をした者については、脱落・終了として実施機関から札幌市国保健康推進担当課（必要な場合は利用者へも）に報告する。 ②最終利用日から未利用のまま2か月を経過した場合 実施予定日に利用がない等の状態で、最終利用日から未利用のまま2か月を経過した場合には、実施機関から市及び利用者へ脱落認定の通知を行い、さらに、2週間以内に利用者から再開依頼がなければ、脱落・終了として実施機関から札幌市国保健康推進担当課（必要な場合は利用者へも）に報告する。	

【注意事項】

保健指導区分が「動機付け支援相当」である対象者は、積極的支援ではなく動機付け支援を実施した場合でも特定保健指導を実施したとみなすことが可能。（利用者や実施機関の事情・状況により、積極的支援を実施することも可能。）

ただし、初回面接の早期実施または分割実施にて積極的支援を開始しており、後に当該利用者が「動機付け支援相当」の該当者であることが判明した場合は、途中で保健指導区分を変更せず、積極的支援を継続する。

「動機付け支援相当」の対象者へ積極的支援を実施した場合は、速やかに札幌市国保健康推進担当課へ報告すること。

☆「積極的支援」での支援ポイントについては次のとおり

【アウトカム評価】 評価時期は、初回面接から3か月以上経過後の実績評価時とする。

算定要件		ポイント
当該年度の特定健診の結果に比べ、腹囲 2.0cm 以上かつ体重 2.0kg 以上減少 (又は当該年度の健診時の体重の値に、0.024 を乗じた体重 (kg) 以上かつ同体重 (kg) と同じ値の腹囲 (cm) 以上減少)		180
当該年度の特定健診の結果に比べ、腹囲 1.0cm 以上かつ体重 1.0kg 以上減少		20
行動変容の目標 ・行動変容の目標設定では、行動変容別に2か月間継続することにより腹囲 1cm 以上かつ体重 1kg 以上減少と同程度とみなすことのできる行動変容の目標とする。 ・実績評価の時点で生活習慣の改善が2か月以上継続している場合に達成と評価する。行動変容別に各1回までの評価(例:食習慣の改善の目標が複数設定されている場合、複数達成してもポイントの算定は20p)とする。	食習慣の改善	20
	運動習慣の改善	20
	喫煙習慣の改善(禁煙)	30
	休養習慣の改善	20
	その他の生活習慣の改善	20

※行動目標の設定及びアウトカム評価ポイント算定にあたっては、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4版)」「2-5 積極的支援」、「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」「3-7 特定保健指導における情報提供・保健指導の実施内容」、及び「特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集」「第4期(2024年度～2029年度)」をよくご確認ください。

【プロセス評価】

		算定要件		ポイント
			介入量	
支援 形態	個別支援		最低 10 分間以上/回	70/1 回
	グループ支援		最低 40 分間以上/回	70/1 回
	電話		最低 5 分間以上/回	30/1 回
	電子メール等		—	30/1 往復
早期 実施	健診当日の初回面接		—	20
	健診後 1 週間以内の初回面接		—	10

(2) 保健指導自己負担

無料

(3) 保健指導開始時点又は実施中の糖尿病等の生活習慣病に係る服薬の開始について

健診実施時には服薬等を行っていなかったため、特定保健指導対象者となり、保健指導の開始時点または実施中に状態の変化等があり、糖尿病等の生活習慣病に係る服薬等を始めた場合については、本人が服薬指導と並行して保健指導を希望した場合、特定保健指導を開始または実施継続できます。（本人が服薬指導を行っている医師と相談することが望ましいと考えます。）

なお、保健指導実施中の者が、服薬中であることを理由に保健指導を中断する判断となった場合は、「特定保健指導利用者名簿」（133ページ）にてその旨を札幌市国保健康推進担当課へ報告します。

4 保健指導実施報告及び委託料の請求

(1) 札幌市国保健康推進担当課への保健指導実施報告

- ・実施機関は、初回面接実施者（初回面接分割実施の場合は、初回面接 2 回目の利用者）、実績評価終了者及び脱落者について「特定保健指導利用者名簿」（133ページ）を作成します。
- ・実施機関は、「特定保健指導利用者名簿」を保健指導を実施した月の翌月 5 日までに札幌市国保健康推進担当課へ郵送で提出します（FAX不可）。

※初回面接早期実施および分割実施の場合は、面接実施後（分割実施の場合は初回面接 1 回目実施後）、速やかに「特定保健指導（早期・分割）利用申出書」

（134ページ）を札幌市国保健康推進担当課へ郵送でご提出ください。健診受診の約 2～3 か月後、国保健康推進担当課から特定保健指導実施機関へ、対象者の特定保健指導利用券を送付いたします。

第八 特定保健指導

☆「特定保健指導利用者名簿」の記載例

氏名		性別	生年月日	住所	電話番号	職業	健康状態	指導内容	指導回数	指導日	備考
1	札幌 太郎 (0-20-0-0-0-0)	男	1980.01.01	〒000-0000 札幌市中央区南一条西五丁目1番1号	011-222-8888	会社員	肥満、高血圧	① 運動指導 ② 食事指導 ③ 禁煙指導	11回	11月15日	
2	札幌 花子 (0-20-0-0-0-0)	女	1985.03.10	〒000-0000 札幌市中央区南一条西五丁目1番1号	011-222-8887	会社員	肥満、高血圧	① 運動指導 ② 食事指導 ③ 禁煙指導	10回	11月10日	
3	札幌 次郎 (0-20-0-0-0-0)	男	1988.05.20	〒000-0000 札幌市中央区南一条西五丁目1番1号	011-222-8889	会社員	肥満、高血圧	① 運動指導 ② 食事指導 ③ 禁煙指導	9回	11月05日	
4	札幌 子子 (0-20-0-0-0-0)	女	1990.07.05	〒000-0000 札幌市中央区南一条西五丁目1番1号	011-222-8887	会社員	肥満、高血圧	① 運動指導 ② 食事指導 ③ 禁煙指導	8回	11月01日	

☆「特定保健指導（早期・分割）利用申出書」の記載例

札幌市国保特定保健指導（早期・**分割**）利用申出書

記載日：令和 6 年 8 月 1 日

札幌市保健福祉局保険医療部国保健康推進担当課

私は、令和 6 年 8 月 1 日に 札幌市国保診療所 にて受診した特定健診等の結果に基づき、特定保健指導利用券を受け取る前に、問診簿欄にて令和 6 年 8 月 1 日に特定保健指導初回面談（早期実施・**分割実施**）を利用したので、特定保健指導利用券は下記<送付先>へ送付してください。

<申込申請者>

氏名 札幌 太郎

生年月日 昭和 30 年 1 月 1 日 生（60 歳）

健康保険証 証号 手 番号 987-1234

特定健康診査受診管理番号 24999999999

住所 〒 060-8611
札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 2-3

<送付先>

住 所：〒060-8611
札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

医療機関名：札幌市国保診療所

電 話：011-211-2887

第八 特定保健指導

(2) 記録・報告書の作成及び国保連合会への委託料の請求

- ・①初回面接終了後（初回面接早期実施または分割実施の場合については札幌市国保健康推進担当課から利用券を受領した後）及び②実績評価終了後に、国保連合会へ電磁的記録を提出し、委託料の請求を行います。
- ・電磁的記録の作成及び国保連合会への提出は、「自ら作成・提出する場合」と「事務代行機関を利用して作成・提出する場合」の2つの方法があります。

※特定健診結果データ項目の中に「初回面接実施」という項目がありますが、初回面接を通常・分割・早期のいずれの方法で実施した場合でも、この項目欄には「初回面接を実施していない」という内容でご入力・記入下さい。（この項目は、他の保険者が発行する「セット券」というものに対応するものであり、札幌市国保の特定健診・保健指導に対応しているものではありません。）

ア 電磁的記録を自ら作成・提出する場合

- ・電磁的記録の作成方法は、令和5年3月31日付け厚生労働省健康局長・保険局長連名通「令和6年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」（81～87ページ）を参照してください。
- ・電磁的記録は、フリーソフト（国立保健医療科学院作成）を使用することができます。<https://kenshin-db.niph.go.jp/soft/> からダウンロード可能です。
- ・作成した電磁的記録は、保健指導を実施した月の翌月5日 [必着]までに国保連合会へ提出します。提出は、電子媒体の持込又は書留等による郵送、もしくはオンラインでのデータファイル送信によることとします。具体的な提出方法については、下記ホームページ内に記載の国保連合会の指示に従ってください。
(<https://www.hokkaido-kokuhoren.or.jp/kenshin/seikyu/>)
- ・電子媒体による提出の場合は、提出用の電子媒体はあらかじめ「特定健診等費用の請求及び受領に関する届」で届け出た方法（MO、FDまたはCD-Rのいずれか）によります。個人情報保護のため、暗号化のうえ、電子媒体に保存してください。5日までに提出された場合は、提出月の翌月末までに指定口座に振り込みとなります。
- ・オンラインによる提出の場合は、前月6日から当月5日までに送信されたデータ分について、5日の属する月の翌月末までに指定口座に振り込みとなります。オンラインの場合は、1日から5日までの保健指導結果・決済情報については、6日以降に送信してください（1日から5日は、前月分のデータのみ送信できます）。

☆「初回面接分割実施」を行った際の、電磁的記録を自ら作成する場合の留意点

記録ソフトウェアによっては、初回面接分割実施の1回目、2回目をそれぞれ登録できるものもあるが、札幌市国保における特定保健指導では決済処理の関係上、分割実施を行っていても、フォーマット上は通常実施として記録を作成する必要がある。

通常実施のフォーマットにおいて、以下の要領で記録を行う。

- 実施年月日 : 初回面接2回目の実施年月日
- 実施時間 : 初回面接1回目と2回目の実施時間の合計
- 保健指導実施内容: 初回面接1回目と2回目の実施日及び実施内容
- 保健指導支援形態: 初回面接1回目の支援形態

【「初回面接分割実施」を行った場合の電磁的記録の記載例】

参考：フリーソフト（国立保健医療科学院作成）

種職 保健指導者名 機関名・番号	実施年月日	実施時間	保健指導実施内容	保健指導支援形態	コメント (任意)
初回 札幌市国保診療所 123456789 健診 一子 (保健師)	2024年4月15日	30分	<p>R6.4.2 (初回面接1回目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体重・血圧コントロールについて説明 ・間食の量・回数が多いが、まずは1回分の量を減らすことを目標とすることとした。 <p>R6.4.15 (初回面接2回目) 電話</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての健診結果からあらためて階層化した結果、積極的支援に該当することがわかったため、継続支援スケジュールについて説明した。 	<p>①個別 (20分)</p> <p>②グループ (分)</p> <p>③遠隔面接 (分)</p>	
初回 した 場合の 2回目 を分割 実	記載しない				

※行動目標設定日を記載する項目欄がほかにあるソフトウェアの場合は、初回面接分割実施2回目の実施日を記載すること。

第八 特定保健指導

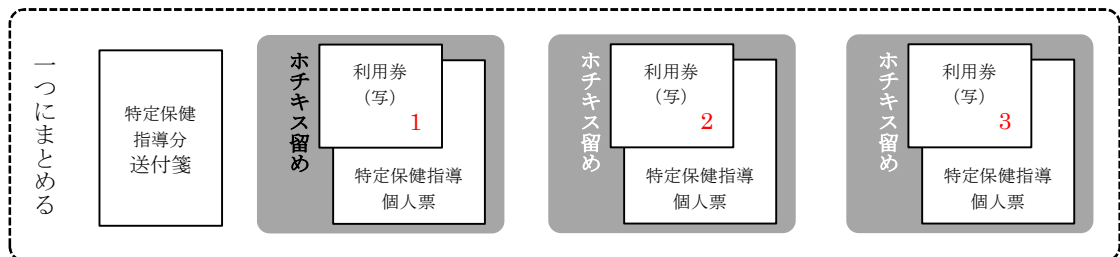
イ 電磁的記録を事務代行機関を利用して作成・提出する場合

・電磁的記録を自ら作成しない場合には、下記の要領で作成した封書を、別途通知する期日までに、札幌市の指定する事務代行機関に提出します。

- 保健指導の記録として、「特定保健指導個人票」（様式C・D）（130～132ページ）を作成する。
- 利用者1人ごとに、①「利用券（写）」、②「特定保健指導個人票」の順に並べ、左上をそろえてホチキスで留める。
- ホチキス留めした利用券（写）に赤で連番を振る。
- 指定の送付箋に実施機関名、担当者氏名、提出件数、請求合計額等を記載する。
- 作成した書類を一つの封筒にまとめる。

※入力誤りを防ぐため、数値・文字は見やすく記入し、崩し字、略字等は使用しないこと。なお、「特定保健指導個人票」に記載された漢字の一部は、電磁的記録において「カナ」で入力される場合がある。

※同月に特定健診、後期高齢者健診も提出する場合には、それぞれ別の送付箋を作成し、別々にまとめて送付すること。（特定健診、後期高齢者健診、特定保健指導のすべてを提出する場合は、送付箋は3枚作成することとなる。）



・事務代行機関は、実施機関から封書が提出された月の翌月5日（標準の1ヵ月遅れ）に、作成した電磁的記録を国保連合会に提出します。期日までに書類が提出され、不具合が含まれていない場合は、事務代行機関から国保連合会に提出された翌月末（実施機関から事務代行機関に提出した翌々月末）までに、指定口座に振り込みとなります。

☆「初回面接分割実施」を行った際の、「特定保健指導個人票」記載の留意点

以下の要領で記録を行う。なお、次項に示す（様式C）の記載例は、初回面接分割実施型の例となっている。

- 実施年月日 : 初回面接2回目の実施年月日
- 実施時間 : 初回面接1回目と2回目の実施時間の合計
- 保健指導実施内容: 初回面接1回目と2回目の実施日及び実施内容
- 保健指導支援形態: 初回面接1回目の支援形態

☆「特定保健指導個人票」（様式C：動機付け支援）の記載例

※令和5年度以前の健診受診者に関する取扱は、「令和5年度 業務内容」をご参照ください。

※赤字部分は初回面接の委託料請求時の記載事項、青字部分は実績評価の委託料請求時の記載事項。

特定保健指導個人票（動機付け支援）

1 対象者情報

健康保険番号	氏名	性別	年齢	住所	電話番号	連絡先
140000000000	丸山 太郎	男	45歳	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5678	丸山太郎様

2 担当者

担当氏名	所属
山田 一郎	健康増進科

3 現在の健康状況

測定年月日	測定結果	測定単位	測定場所	測定機器
令和5年8月10日	140.0	mmHg	健康増進科	自動血圧計
測定時間	140.0	mmHg	測定時間	140.0
測定時間	140.0	mmHg	測定時間	140.0

4 目標設定

項目	目標値	測定単位	測定場所	測定機器
血圧	130	mmHg	健康増進科	自動血圧計
脂質	180	mg/dL	健康増進科	自動脂質計

5 指導計画

指導年月日	指導回数	指導内容	指導場所
令和5年11月15日	1回	動機付け支援	健康増進科

6 備考

7 指導結果

項目	測定結果	測定単位	測定場所	測定機器
血圧	130	mmHg	健康増進科	自動血圧計
脂質	180	mg/dL	健康増進科	自動脂質計

※ 50歳以上の高齢者向け評価

実施年月日	受診時	検査項目	検査結果		目標値		目標達成率(%)	備考	
			基準値	測定値	基準値	測定値			
1	10/11	<input type="checkbox"/> 血圧(1日平均) <input type="checkbox"/> 血圧(1日) <input type="checkbox"/> 血糖(空腹時) <input type="checkbox"/> 中性脂肪	<input type="checkbox"/> 血圧(1日平均) 160 <input type="checkbox"/> 血圧(1日) 160 <input type="checkbox"/> 血糖(空腹時) 150 <input type="checkbox"/> 中性脂肪 150	血圧(1日平均) 160 血圧(1日) 160 血糖(空腹時) 150 中性脂肪 150	<input type="checkbox"/> 血圧(1日平均) 130 <input type="checkbox"/> 血圧(1日) 130 <input type="checkbox"/> 血糖(空腹時) 100 <input type="checkbox"/> 中性脂肪 100	<input type="checkbox"/> 血圧(1日平均) 130 <input type="checkbox"/> 血圧(1日) 130 <input type="checkbox"/> 血糖(空腹時) 100 <input type="checkbox"/> 中性脂肪 100	100% 100% 100% 100%	100% 100% 100% 100%	100% 100% 100% 100%
2	10/11	<input type="checkbox"/> 血圧(1日平均) <input type="checkbox"/> 血圧(1日) <input type="checkbox"/> 血糖(空腹時) <input type="checkbox"/> 中性脂肪	<input type="checkbox"/> 血圧(1日平均) 160 <input type="checkbox"/> 血圧(1日) 160 <input type="checkbox"/> 血糖(空腹時) 150 <input type="checkbox"/> 中性脂肪 150	血圧(1日平均) 160 血圧(1日) 160 血糖(空腹時) 150 中性脂肪 150	<input type="checkbox"/> 血圧(1日平均) 130 <input type="checkbox"/> 血圧(1日) 130 <input type="checkbox"/> 血糖(空腹時) 100 <input type="checkbox"/> 中性脂肪 100	<input type="checkbox"/> 血圧(1日平均) 130 <input type="checkbox"/> 血圧(1日) 130 <input type="checkbox"/> 血糖(空腹時) 100 <input type="checkbox"/> 中性脂肪 100	100% 100% 100% 100%	100% 100% 100% 100%	100% 100% 100% 100%
3	10/11	<input type="checkbox"/> 血圧(1日平均) <input type="checkbox"/> 血圧(1日) <input type="checkbox"/> 血糖(空腹時) <input type="checkbox"/> 中性脂肪	<input type="checkbox"/> 血圧(1日平均) 160 <input type="checkbox"/> 血圧(1日) 160 <input type="checkbox"/> 血糖(空腹時) 150 <input type="checkbox"/> 中性脂肪 150	血圧(1日平均) 160 血圧(1日) 160 血糖(空腹時) 150 中性脂肪 150	<input type="checkbox"/> 血圧(1日平均) 130 <input type="checkbox"/> 血圧(1日) 130 <input type="checkbox"/> 血糖(空腹時) 100 <input type="checkbox"/> 中性脂肪 100	<input type="checkbox"/> 血圧(1日平均) 130 <input type="checkbox"/> 血圧(1日) 130 <input type="checkbox"/> 血糖(空腹時) 100 <input type="checkbox"/> 中性脂肪 100	100% 100% 100% 100%	100% 100% 100% 100%	100% 100% 100% 100%
4		<input type="checkbox"/> 血圧(1日平均) <input type="checkbox"/> 血圧(1日) <input type="checkbox"/> 血糖(空腹時) <input type="checkbox"/> 中性脂肪	<input type="checkbox"/> 血圧(1日平均) 160 <input type="checkbox"/> 血圧(1日) 160 <input type="checkbox"/> 血糖(空腹時) 150 <input type="checkbox"/> 中性脂肪 150	血圧(1日平均) 160 血圧(1日) 160 血糖(空腹時) 150 中性脂肪 150	<input type="checkbox"/> 血圧(1日平均) 130 <input type="checkbox"/> 血圧(1日) 130 <input type="checkbox"/> 血糖(空腹時) 100 <input type="checkbox"/> 中性脂肪 100	<input type="checkbox"/> 血圧(1日平均) 130 <input type="checkbox"/> 血圧(1日) 130 <input type="checkbox"/> 血糖(空腹時) 100 <input type="checkbox"/> 中性脂肪 100	100% 100% 100% 100%	100% 100% 100% 100%	100% 100% 100% 100%
5		<input type="checkbox"/> 血圧(1日平均) <input type="checkbox"/> 血圧(1日) <input type="checkbox"/> 血糖(空腹時) <input type="checkbox"/> 中性脂肪	<input type="checkbox"/> 血圧(1日平均) 160 <input type="checkbox"/> 血圧(1日) 160 <input type="checkbox"/> 血糖(空腹時) 150 <input type="checkbox"/> 中性脂肪 150	血圧(1日平均) 160 血圧(1日) 160 血糖(空腹時) 150 中性脂肪 150	<input type="checkbox"/> 血圧(1日平均) 130 <input type="checkbox"/> 血圧(1日) 130 <input type="checkbox"/> 血糖(空腹時) 100 <input type="checkbox"/> 中性脂肪 100	<input type="checkbox"/> 血圧(1日平均) 130 <input type="checkbox"/> 血圧(1日) 130 <input type="checkbox"/> 血糖(空腹時) 100 <input type="checkbox"/> 中性脂肪 100	100% 100% 100% 100%	100% 100% 100% 100%	100% 100% 100% 100%

7. 業績評価

実施年度	実施期間	対象者数	達成率
2023年度	令和5年8月30日	100名	100%
達成率	100%	100%	100%
達成率	100%	100%	100%
達成率	100%	100%	100%
達成率	100%	100%	100%

※ 対象者から評価アンケートが得られない場合に実績評価が完了できない場合は確認(督促)要求人。その場合、実施年月日毎の達成率を行った旨とする。

8. 評価合計ポイント(プロセス評価+アウトカム評価)

プロセス評価	アウトカム評価	合計
200	800	1000

達成率評価表

項目	達成率	評価
1. 血圧(1日平均)	100%	1000点
2. 血圧(1日)	100%	1000点
3. 血糖(空腹時)	100%	1000点
4. 中性脂肪	100%	1000点

完了

10/11

100名

100%

※参考 ポイント算定要件

プロセス評価

算定要件	達成率	ポイント
個別指導	100%	30p/1回
グループ指導	40%	30p/2回
電話	50%	30p/1回
電子メール	-	30p/1回
相談室の活用回数	-	20p
相談員(指導員)の活用回数	-	10p

アウトカム評価 ~評価対象は、初回実施から3か月以上経過後の実績評価とする。

算定要件	ポイント
当該年度の達成率の改善に比べて前年度10%以上かつ本年度10%以上減少	100p
当該年度の達成率の改善に比べて前年度10%以上かつ本年度10%以上減少	50p
行動改善	30p
食習慣の改善	30p
運動習慣の改善	30p
喫煙習慣の改善	30p
休養習慣の改善	30p
その他の生活習慣の改善	30p

第八 特定保健指導

(3) 積極的支援で途中脱落した場合の支払い

脱落確定した場合(実施機関から札幌市国保健康推進担当課へ脱落の報告があった場合)は、継続的支援の計画上のプロセス評価ポイントにおける実施済ポイント数の割合に応じて支払います。

(4) 保健指導結果等の変更

国保連合会で支払決定された保健指導結果・請求データについて、過誤調整が必要な場合は、必ず札幌市国保健康推進担当課に連絡してください。

それ以外の電磁的記録の取り下げは、国保連合会の処理状況により異なりますので、個別に対応することになります。

札幌市の指定する事務代行機関に提出した場合は、まず、事務代行機関に処理状況を確認し、国保連合会提出前であれば、事務代行機関と調整してください。

(5) その他

ア 初回面接分割実施を行った場合、利用者に分割実施として行う旨を説明し了承が得られたにもかかわらず、分割実施2回目の際に利用者との連絡が取れない等の理由で3か月経過しても分割実施2回目を実施できない場合は、度重なる督促等の実施記録をもって代えられることとしますので、札幌市国保健康推進担当課までご連絡下さい。なお、不在など連絡がとれない場合の確認回数は3回以上とします。

この場合、初回面接終了後に脱落した扱いとなるため、実績評価及び積極的支援の場合の継続支援は実施しません。

イ 利用券に印字されている保健指導区分が「動機付け支援相当」となっているが、実際の支援は「積極的支援」を実施した場合は、早急に札幌市国保健康推進担当課へご報告ください。

ウ 何らかの事情により、初回面接実施機関と異なる機関で実績評価や積極的支援の継続支援の実施を行う予定になる場合は、早急に札幌市国保健康推進担当課までご連絡下さい。

5 利用資格がなかった場合の取扱い

(1) 利用券と被保険者証等の確認を行わず、その結果、被保険者資格がない、利用券の有効期限が切れているなど、利用資格がなかった場合には、特定保健指導費用をお支払いできません。

初回面接時だけでなく、継続支援・最終評価の支援前にも利用資格の確認をお願いいたします。

(2) 利用券と被保険者証等を確認したにもかかわらず、被保険者資格喪失後の利用等の理由で、国保連合会から保健指導費用の支払いを受けられない場合は、札幌市国

保健康推進担当課へ連絡してください。

また、この場合は、別に請求書及び完了届、保健指導結果、利用券(写)等を札幌市国保健康推進担当課へ提出してください。

6 会議等への参加協力

特定保健指導実施機関は、事業の円滑な進行のための調査協力や、必要に応じて招集する各種会議等に参加することとします。

7 研修

特定保健指導実施機関は、保健指導を実施するにあたり、最新の知見・情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を随時取り入れていくことが必要なことから、定期的な情報収集や研修によるスキルアップの向上に努めるものとし、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を積極的に受講することとします。

8 変更事項の届出

(1) 「特定健診・特定保健指導機関届」(社会保険診療報酬支払基金)、「特定健診等費用の請求及び受領に関する届」(国保連合会)に変更事項がある場合は、速やかにそれぞれの機関へ届出を行ってください。

(2) 特定保健指導を実施しなくなったとき及び特定保健指導の支援内容(動機付け支援、積極的支援)の変更をするときは、特定保健指導実施医療機関は札幌市医師会に、その他の特定保健指導実施機関は札幌市国保健康推進担当課に届けるものとし、

事務代行機関利用区分の変更、名称や所在地の変更等の場合は、136～137ページの様式により札幌市国保健康推進担当課に届けるものとし、

9 委託基準の遵守

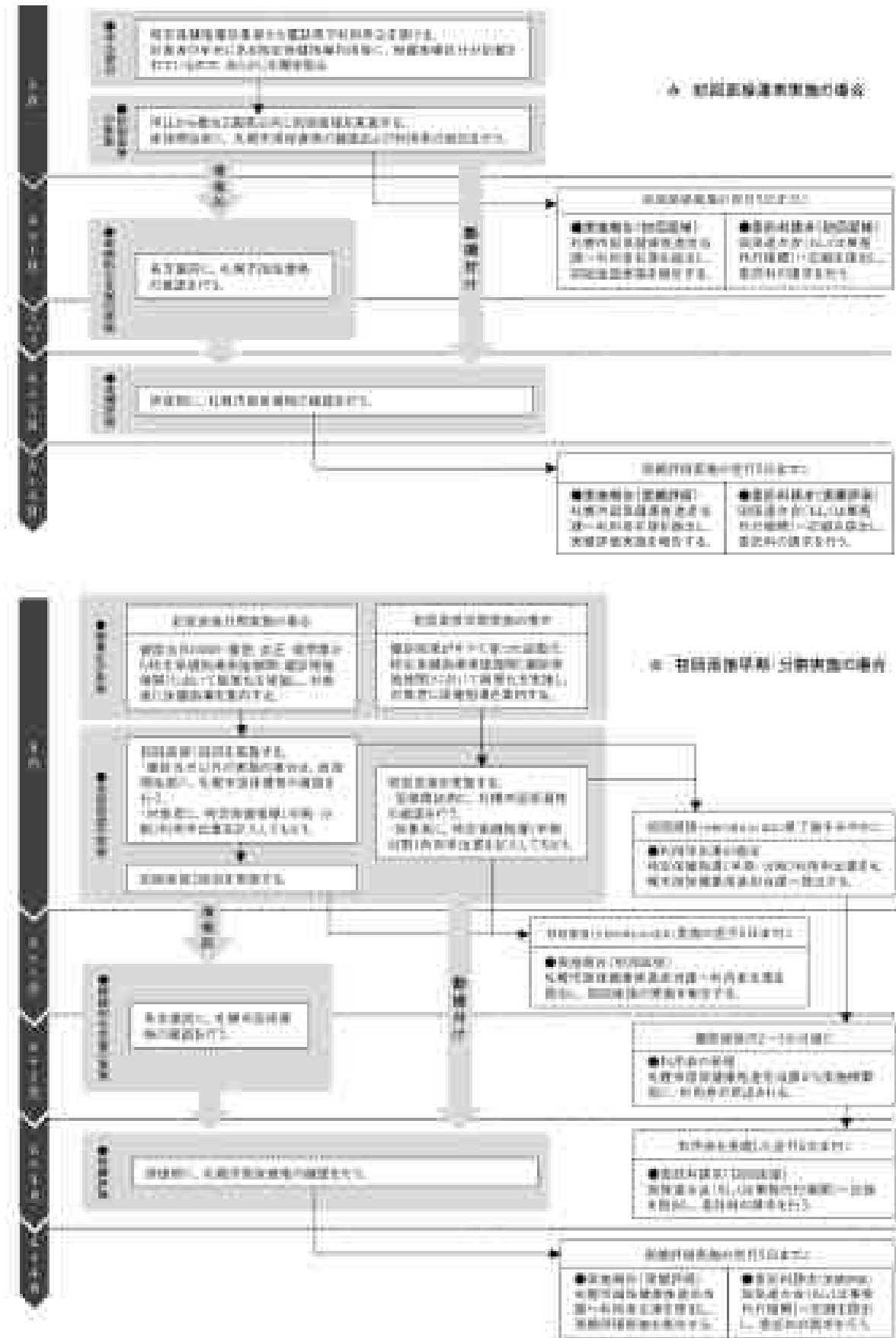
平成25年厚生労働省告示第92号「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六号第一項の規定の基づき厚生労働大臣が定める者」(75～80ページ)、及び令和5年3月31日付け厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「令和6年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」(81～87ページ)を遵守するものとし、

10 その他

特定保健指導の実施にあたり、特定保健指導実施機関が健診実施機関に医学的確認を行う際は、あらかじめ利用者の同意を得た上で、特定健診実施機関へ電話等によりご照会ください。

第八 特定保健指導

【参考5】 特定保健指導の実施と報告・請求の流れ(A 月に初回面接、A+3 月に実績評価を実施した場合)



特定健診等の委託基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成二十五年厚生労働省告示第九十二号)

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)第十六条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用し、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成二十年厚生労働省告示第十一号)は平成二十五年三月三十一日限り廃止する。

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 16 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。)第 16 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、特定健康診査(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)第 18 条第 1 項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。)の実施を委託する場合にあっては、第 1 に掲げる基準を満たす者とし、特定保健指導(同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。)の実施を委託する場合にあっては、第 2 に掲げる基準を満たす者とする。なお、令和 12 年 3 月 31 日までの間は、第 2 の 1 の(3)及び(4)中「又は管理栄養士」とあるのは、「管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第 2 の 1 の(5)及び(6)中「保健師、管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

第 1 特定健康診査の外部委託に関する基準

1 人員に関する基準

- (1) 特定健康診査を適切に実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。
- (2) 常勤の管理者(特定健康診査を実施する施設において、特定健康診査に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。)が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定健康診査を実施する施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。

2 施設、設備等に関する基準

- (1) 特定健康診査を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。
- (2) 検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。
- (3) 救急時における応急処置のための体制が整っていること。
- (4) 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 25 条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること(医療機関においては、患者の特性に配慮すること)。

3 精度管理に関する基準

- (1) 特定健康診査の項目について内部精度管理(特定健康診査を行う者が自ら行う精度管理(特定健康診査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。)をいう。)が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。

特定健診等の委託基準

- (2) 外部精度管理(特定健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。)を定期的に受け、検査値の精度が保証されていること。
 - (3) 特定健康診査の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられるよう必要な体制が整備されていること。
 - (4) 実施基準第1条第1項各号に掲げる項目のうち、検査の全部又は一部を外部に再委託する場合には、再委託を受けた事業者において(1)から(3)までの措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。
- 4 特定健康診査の結果等の情報の取扱いに関する基準
- (1) 特定健康診査に関する記録を電磁的方法(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。)により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。
 - (2) 特定健康診査の結果の受診者への通知に関しては、当該受診者における特定健康診査の結果の経年管理に資する形式により行われるようにすること。
 - (3) 特定健康診査に関する記録の保存及び管理が適切になされていること。
 - (4) 法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
 - (5) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
 - (6) 保険者の委託を受けて特定健康診査の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理(組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等)を徹底すること。
 - (7) 特定健康診査の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。
- 5 運営等に関する基準
- (1) 特定健康診査の受診が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定健康診査を実施するなど、受診者の利便性に配慮し、特定健康診査の受診率を上げるよう取り組むこと。
 - (2) 保険者の求めに応じ、保険者が特定健康診査の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
 - (3) 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。
 - (4) 特定健康診査を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
 - (5) 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
 - (6) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定健康診査の受診者が容易に確認できる方法(ホームページ上での掲載等)により、幅広く周知すること。
 - ア 事業の目的及び運営の方針
 - イ 従業員の職種、員数及び職務の内容
 - ウ 特定健康診査の実施日及び実施時間
 - エ 特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額
 - オ 事業の実施地域
 - カ 緊急時における対応
 - キ その他運営に関する重要事項

- (7) 特定健康診査の実施者に身分を証する書類を携行させ、特定健康診査の受診者等から求められたときは、これを提示すること。
- (8) 特定健康診査の実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康診査を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。
- (9) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- (10) 特定健康診査の受診者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- (11) 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

第2 特定保健指導の外部委託に関する基準

1 人員に関する基準

- (1) 特定保健指導の業務を統括する者(特定保健指導を実施する施設において、動機付け支援(実施基準第7条第1項に規定する動機付け支援をいう。以下同じ。)及び積極的支援(実施基準第8条第1項に規定する積極的支援をいう。以下同じ。)の実施その他の特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者をいい、以下「統括者」という。)が、常勤の医師、保健師又は管理栄養士であること。
- (2) 常勤の管理者(特定保健指導を実施する施設において、特定保健指導に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この(2)において同じ。)が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定保健指導を行う施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。
- (3) 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接(面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査の結果(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。4の(6)において同じ。))の全てが判明した後に行う支援を含む。)、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価(行動計画の策定の日から3月以上経過後に行う評価をいう。)を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。
- (4) 積極的支援において、積極的支援対象者(実施基準第8条第2項に規定する積極的支援対象者をいう。以下同じ。)ごとに、特定保健指導支援計画の実施(特定保健指導の対象者の特定保健指導支援計画の作成、特定保健指導の対象者の生活習慣や行動の変化の状況の把握及びその評価、当該評価に基づいた特定保健指導支援計画の変更等を行うことをいう。)について統括的な責任を持つ医師、保健師又は管理栄養士が決められていること。
- (5) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者(実施基準第7条第2項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。)又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者(平成20年厚生労働省告示第10号。以下「実践的指導実施者基準」という。)第1に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、食生活に関する実践的指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。
- (6) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は実践的指導実施者基

特定健診等の委託基準

準第 2 に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。また、運動に関する実践的指導を自ら提供する場合には、運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者を必要数確保していることが望ましいこと。

- (7) 動機付け支援又は積極的支援のプログラムの内容に応じて、事業の再委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。
- (8) 特定保健指導実施者(実施基準第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行う者又は実施基準第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを行う者をいう。以下同じ。)は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。
- (9) 特定保健指導の対象者が治療中の場合には、(4)に規定する統括的な責任を持つ者が必要に応じて当該対象者の主治医と連携を図ること。

2 施設、設備等に関する基準

- (1) 特定保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。
- (2) 個別支援を行う際に、対象者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。
- (3) 運動に関する実践的指導を行う場合には、救急時における応急処置のための体制が整っていること。
- (4) 健康増進法第 25 条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること(医療機関においては、患者の特性に配慮すること)。

3 特定保健指導の内容に関する基準

- (1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法(平成 25 年厚生労働省告示第 91 号)に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。
- (2) 具体的な動機付け支援又は積極的支援のプログラム(支援のための材料、学習教材等を含む。)は、保険者に提示され、保険者の了解が得られたものであること。
- (3) 最新の知見及び情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。
- (4) 個別支援を行う場合は、特定保健指導の対象者のプライバシーが十分に保護される場所で行われること。
- (5) 委託契約の期間中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。
- (6) 特定保健指導の対象者のうち特定保健指導を受けなかった者又は特定保健指導を中断した者に対しては、特定保健指導の対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。

4 特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準

- (1) 特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。
- (2) 保険者の委託を受けて、特定保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を保存する場合には、これらを適切に保存し、管理すること。
- (3) 法第 30 条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
- (4) 個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
- (5) 保険者の委託を受けて特定保健指導の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理(組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等)を徹底すること。

(6) インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理(組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等)を徹底し、次に掲げる措置等を講じることにより、外部への情報漏洩、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止すること。

ア 秘匿性の確保のための適切な暗号化、通信の起点及び終点の識別のための認証並びにリモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。

イ インターネット上で特定保健指導の対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること(例えば、特定健康診査の結果のデータを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、特定健康診査の結果のデータを含むページにアクセスする場合には本人にしか知り得ない質問形式のパスワードとすること等)。

ウ インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受けることについては、必ず本人の同意を得ること。

エ 本人の同意を得られない場合における特定健康診査の結果のデータは、インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受ける者の特定健康診査の結果のデータとは別の場所に保存することとし、外部から物理的にアクセスできないようにすること。

(7) 特定保健指導の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定保健指導の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。

5 運営等に関する基準

(1) 特定保健指導の利用が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定保健指導を実施するなど、利用者の利便性に配慮し、特定保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。

(2) 保険者の求めに応じ、保険者が特定保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。

(3) 特定保健指導を行う際に、商品等の勧誘、販売等を行わないこと。また、特定保健指導を行う地位を利用した不当な推奨、販売(商品等を特定保健指導の対象者の誤解を招く方法で勧めること等)等を行わないこと。

(4) 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。

(5) 特定保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。

(6) 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。

(7) 運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定保健指導の利用者が容易に確認できる方法(ホームページ上での掲載等)により、幅広く周知すること。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 統括者の氏名及び職種

ウ 従業者の職種、員数及び職務の内容

エ 特定保健指導の実施日及び実施時間

オ 特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額

カ 事業の実施地域

キ 緊急時における対応

ク その他運営に関する重要事項

特定健診等の委託基準

- (8) 特定保健指導実施者に身分を証する書類を携行させ、特定保健指導の利用者等から求められたときは、これを提示すること。
- (9) 特定保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定保健指導を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。
- (10) 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- (11) 特定保健指導の利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- (12) 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。
- (13) 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、以下の事項を遵守すること。
 - ア 委託を受けた業務の全部又は主たる部分を再委託してはならないこと。
 - イ 保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。
 - ウ 保険者への特定保健指導の結果報告等に当たっては、再委託した分も含めて一括して行うこと。
 - エ 再委託先及び再委託する業務の内容を(7)に規定する規程に明記するとともに、(7)に規定する規程の概要にも明記すること。
 - オ 再委託先に対する必要かつ適切な監督を行うとともに、保険者に対し、再委託する業務の責任を負うこと。

改正文（平成二九年八月一日厚生労働省告示第二六九号）抄

平成三十年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）の結果に基づく特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。）については、なお従前の例による。

改正文（令和五年三月三十一日厚生労働省告示第一四六号）抄

令和六年四月一日から適用する

「令和6年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」

令和5年3月31日付厚生労働省健康局長・保険局長連名通知

健 発 0331 第 4 号
保 発 0331 第 6 号
令 和 5 年 3 月 31 日
一 部 改 正 健 発 0731 第 3 号
保 発 0731 第 5 号
令 和 5 年 7 月 31 日
一 部 改 正 健 生 発 1116 第 2 号
保 発 1116 第 1 号
令 和 5 年 11 月 16 日

都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
厚生労働省保険局長

令和6年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて

今般、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が共同で運営するオンライン資格確認等システムを利用し、マイナポータルを通じて本人が自らの特定健康診査情報等を閲覧することができる仕組みを構築しています。

当該仕組みの下で行われる令和6年度以降における特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）（以下「特定健康診査等」という。）の実施について、その内容等の詳細及び健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録の取扱いについては、下記のとおりですので、管内の市町村及び関係団体等への周知とともに、実施に遺漏なきようお願いいたします。

また、本通知は令和6年4月1日から適用します。これに伴い、令和2年3月31日付け健発0331第7号・保発0331第2号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「令和2年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」は、令和6年3月31日をもって廃止します。ただし、令和5年度に実施された特定健康診査及び同年度の特定健康診査の結果に基づく特定保健指導については、なお従前の例によることとします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第一 特定健康診査

1 特定健康診査を受診する者に対する事前の通知について

特定健康診査の受診者に対し、特定健康診査を実施する前に、次の(1)及び(2)について通知しておくこと。

(1) 特定健康診査の意義

特定健康診査は、自分自身の健康状態を認識できる機会であることや、日頃の生活習慣が特定健康診査の結果に表れてくるものであるということ。

(2) 検査前の食事の摂取、運動について

ア アルコールの摂取や激しい運動は、特定健康診査の前日は控えること。

イ 午前中に特定健康診査を実施する場合は、空腹時血糖、空腹時中性脂肪等の検査結果に影響

特定健診及び特定保健指導の実施について

- を及ぼすため、特定健康診査前 10 時間以上は、水以外の飲食物を摂取しないこと。
- ウ 午後に特定健康診査を実施する場合は、ヘモグロビン A1c 検査を実施する場合であっても、軽めの朝食とするとともに、他の検査結果への影響を軽減するため、特定健康診査まで水以外の飲食物を摂取しないことが望ましいこと。
- エ やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合には、食後 3.5 時間以降に採血を行うこと。

2 特定健康診査の実施方法及び判定基準について

(1) 既往歴の調査

高血圧症、脂質異常症及び糖尿病の治療に係る薬剤の服用の有無及び喫煙習慣について、確実に聴取すること。

(2) 腹囲の検査

ア 立位、軽呼吸時において、臍（へそ）の高さで測定すること。

イ 脂肪の蓄積が著明で臍が下方に変位している場合は、肋骨下縁と上前腸骨棘の midpoint の高さで測定すること。

ウ より詳細については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所のホームページ（※1）において示されているので、これらを参考とすること。

※1 <https://www.nibiohn.go.jp/eiken/info/kokuchu.html>

(3) 血圧の測定

ア 測定回数は、原則 2 回とし、その 2 回の測定値の平均値を用いること。ただし、実施状況に応じて、1 回の測定についても可とする。

イ その他、測定方法については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック第 7 版」（一般社団法人日本循環器病予防学会編。以下同じ。）等）が示されているので、これを参考とすること。

(4) 血中脂質検査及び肝機能検査

ア 原則として、分離剤入りプレイン採血管を用いること。

イ 採血後、原則として早急に遠心分離し、24 時間以内に測定するのが望ましい。

なお、これが困難な場合は、採血後に採血管は冷蔵又は室温で保存し、12 時間以内に遠心分離すること。

ウ 血清は、測定まで冷蔵で保存し、採血から 72 時間以内に測定すること。

エ 血中脂質検査の測定方法については、トレーサビリティ（検査測定値について、測定の基準となる標準物質に合わせられることをいう。以下同じ。）のとれた可視吸光光度法、紫外吸光光度法等によること。なお、LDL コレステロールの値は、中性脂肪の値が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合を除き、フリードワルド式を用いて算出することができ、中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合は、Non-HDL コレステロールの値を用いて評価することができる。ただし、LDL コレステロールの直接測定法も可。LDL コレステロール（フリードワルド式）及び Non-HDL コレステロールの値は、次式により算出する。

$$\textcircled{1} \text{ LDL コレステロール (mg/dl) } = \text{総コレステロール (mg/dl)} - \text{HDL コレステロール (mg/dl)} - \text{空腹時中性脂肪 (mg/dl)} / 5$$

$$\textcircled{2} \text{ Non-HDL コレステロール (mg/dl) } = \text{総コレステロール (mg/dl)} - \text{HDL コレステロール (mg/dl)}$$

オ 空腹時中性脂肪であることを明らかにすること。やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により血中脂質検査を行うことができる。なお、空腹時とは、絶食 10 時間以上とする。

カ 肝機能検査の測定方法については、AST (GOT) 及び ALT (GPT) 検査については、トレーサビリティのとれた紫外吸光光度法等によるとともに、 γ -GT (γ -GTP) 検査については、トレーサビリティのとれた可視吸光光度法等によること。

(5) 血糖検査

次のア又はイのいずれかの方法により行うこと。

ア 血中グルコースの量の検査

- ① 空腹時血糖であることを明らかにすること。なお、10 時間以上食事をしていない場合を空腹時血糖とすること。やむを得ず空腹時以外において採血を行い、ヘモグロビン A1c を測定しない場合は、食直後を除き随時血糖により血糖検査を行うことができる。なお、食直後とは、食事開始時から 3.5 時間未満とする。
- ② 原則として、フッ化ナトリウム入り採血管（血糖検査用採血管）を用いること。
- ③ 採血後、採血管内を 5～6 回静かに転倒・混和すること。
- ④ 混和後、採血管は冷蔵で保管し、採血から 6 時間以内に遠心分離して測定することが望ましいが、困難な場合には、採血から 12 時間以内に遠心分離し測定すること。
- ⑤ 遠心分離で得られた血漿は、測定まで冷蔵で保存し、採血から 72 時間以内に測定すること。
- ⑥ 測定方法については、トレーサビリティのとれた電位差法、可視吸光光度法、紫外吸光光度法等によること。

イ ヘモグロビン A1c 検査

- ① フッ化ナトリウム入り採血管（血糖検査用採血管）又はエチレンジアミン四酢酸（EDTA）入り採血管を用いること。
- ② 採血後、採血管を 5～6 回静かに転倒・混和すること。
- ③ 混和後、採血管は、冷蔵で保管すること。
- ④ 採血後、48 時間以内に測定すること。
- ⑤ 測定方法については、トレーサビリティのとれた免疫学的方法、高速液体クロマトグラフィー（HPLC）法、酵素法等によること。

(6) 尿中の糖及び蛋白の検査

- ア 原則として、中間尿を採尿すること。
- イ 採取後、4 時間以内に試験紙法で測定することが望ましいが、困難な場合には、尿検体を専用の容器に移して密栓し、室温で保存する場合は 24 時間以内、冷蔵で保存する場合は 48 時間以内に測定すること。
- ウ その他、測定方法及び判定方法については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック第 7 版」等）が示されているので、これを参考とすること。

(7) 貧血検査

- ア エチレンジアミン四酢酸（EDTA）入り採血管を用いること。
- イ 採血後、採血管内のエチレンジアミン四酢酸（EDTA）を速やかに溶かすこと。
- ウ 混和後、室温に保管し、12 時間以内に測定すること。

(8) 心電図検査

- ア 安静時の標準 12 誘導心電図を記録すること。
- イ その他、検査方法及び判定基準については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック第 7 版」等）が示されているので、これを参考とすること。

(9) 眼底検査

- ア 手持式、額带式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影により実施すること。
- イ 高血糖者に対しては、原則、両眼の眼底撮影を行う。その上で、所見の判定がより重症な側の所見を記載すること。
- ウ その他、検査方法及び判定基準については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック第 7 版」等）が示されているので、これを参考とすること。

(10) 血清クレアチニン検査

- ア 血清クレアチニン検査については、可視吸光光度法（酵素法）等によること。
- イ eGFR により腎機能を評価すること。
- ウ eGFR は、次式により算出する。
 男性： $eGFR \text{ (ml/分/1.73 m}^2\text{)} = 194 \times \text{血清クレアチニン値} - 1.094 \times \text{年齢} - 0.287$
 女性： $eGFR \text{ (ml/分/1.73 m}^2\text{)} = 194 \times \text{血清クレアチニン値} - 1.094 \times \text{年齢} - 0.287 \times 0.739$

(11) その他

- ア 現在の生活習慣、過去の健康診査の受診状況、家族歴等について、必要に応じて質問票等により聴取すること。

特定健診及び特定保健指導の実施について

イ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の法令に基づき行われる健康診断において、特定健康診査に相当する項目を実施したことを保険者が確認した場合は、第一の 2 の(1)から(10)までに掲げる実施方法と異なるものであっても、特定健康診査の全部又は一部を行ったものとする。

第二 特定健康診査の結果通知

1 特定健康診査の結果通知

- (1) 特定健康診査の結果通知は全ての特定健康診査の受診者に行うこと。
- (2) 特定健康診査の受診者に対して、特定健康診査の結果を通知するに当たっては、異常値を示している項目、異常値の程度及び異常値が持つ意味等を受診者に分かるようにすること。
- (3) 特定健康診査の結果通知の様式例については別紙 1 のとおりであるので、これを参考とされたい。なお、特定健康診査の結果通知の様式は、別紙 1 の様式例の記載事項を最低限含み、受診者に対する効果的な結果通知であれば、別紙 1 の様式例を変更し使用することは差し支えない。

2 特定健康診査の結果通知に当たっての留意事項

特定健康診査の結果通知に当たっては、特定健康診査の受診者が自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供すること。また、特定健康診査の受診者と医療関係者間の情報共有が円滑に進むよう工夫すること。なお、当該情報の提供に当たっては、次の(1)から(3)までに掲げる事項に留意すること。

- (1) 特定健康診査の結果等から受診者個人に合わせたものを受診者ごとに提供すること。
- (2) 提供する情報は、次のアからウまでに掲げる内容を含むこと。
 - ア 特定健康診査の意義（自分自身の健康状態を認識できる機会、日頃の生活習慣が特定健康診査の結果に表れてくる等）や特定健康診査の結果の見方（特定健康診査の結果が表す意味を自分自身の身体で起きていることと関連づけられる内容）
 - イ 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）や生活習慣病に関する基本的な知識と、対象者のどのような生活習慣が生活習慣病を引き起こすかということ、食生活、身体活動・運動等の生活習慣、料理や食品のエネルギー量、身体活動・運動によるエネルギー消費量
 - ウ 対象者にとって身近で活用できる健康増進施設、地域のスポーツクラブや運動教室、健康に配慮した飲食店や社員食堂等に関する情報
- (3) 特定健康診査の結果等から特に問題のない者については、特定健康診査の結果の見方その他健康の保持や増進に資する内容の情報を提供すること。

第三 特定保健指導

1 保健指導に関する一定の実務経験のある看護師について

- (1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。）附則第 2 条中「保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とあるのは、平成 20 年 4 月現在において 1 年以上（必ずしも継続した 1 年間である必要はない。）、保険者が保健事業として実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務又は事業主が労働者に対して実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務に従事した経験を有する看護師と解すること。なお、業務に従事とは、反復継続して当該業務に専ら携わっていることを意味するものである。
- (2) 特定保健指導を受託する機関は、当該「保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」が受託業務に従事する予定がある場合には、委託元の保険者に対し、保険者や事業主等が作成した 1 年以上実務を経験したことを証明する文書（「実務経験証明書」という。）を提出すること。

2 積極的支援対象者に対する初回面接後の支援について

- (1) 積極的支援対象者のうち、前年度において、積極的支援対象者であり、かつ、前年度において積極的支援を終了した者に対する支援
 - ア 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定

に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成 25 年厚生労働省告示第 91 号。以下「特定保健指導の実施方法告示」という。）第 2 の 1 の(2)中「腹囲及び体重の値が一定程度減少していると認められるもの」とは、当該年度の特定健康診査の結果において、前年度の特定健康診査の結果と比べ、BMI が 30 (kg/m²) 未満の場合は、腹囲 1.0 (cm) 以上かつ体重 1.0 (kg) 以上減少している者、BMI が 30 (kg/m²) 以上の場合は、腹囲 2.0cm 以上かつ体重 2.0kg 以上減少している者であること。

イ アに掲げる者に対しては、初回の面接による支援が終了した後、必要に応じた支援又は 3 ヶ月以上の継続的な支援を行うこと。必要に応じた支援は、特定保健指導の実施方法告示第 2 の 2 の(1)及び(4)に規定する方法により算定するポイントの合計が 180 ポイント未満でもよい。

3 食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者について

(1) 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者

ア 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 7 条第 1 項第 2 号及び第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（平成 20 年厚生労働省告示第 10 号。以下「実践的指導実施者告示」という。）第 1 の 1 中「看護師、栄養士等」とあるのは、看護師、栄養士のほかに薬剤師、助産師、准看護師、歯科衛生士を含む趣旨であること。

イ 実践的指導実施者告示第 1 の 2 中「1 に定める者と同等以上の能力を有すると認められる者」に相当するのは、令和 2 年 3 月 31 日改正前の事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年 9 月 1 日健康保持増進のための指針公示第 1 号。以下「旧 T H P 指針」という。）に基づく産業栄養指導担当者であって別紙 2 の追加研修を受講した者又は旧 T H P 指針に基づく産業保健指導担当者であって別紙 3 の追加研修を受講した者であること。

ウ なお、旧 T H P 指針に基づく産業栄養指導担当者であって管理栄養士である者、又は旧 T H P 指針に基づく産業保健指導担当者であって保健師又は第三の 1 (1) の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師（令和 12 年 3 月 31 日までの期間に限る。）である者については、それぞれ別紙 2 又は別紙 3 の追加研修を受講する必要はないものとする。

エ また、平成 20 年 3 月 31 日までに、旧 T H P 指針別表の 5 に定める産業栄養指導専門研修を修了した産業栄養指導担当者又は旧 T H P 指針別表の 6 に定める産業保健指導専門研修を修了した産業保健指導担当者については、それぞれ別紙 2 又は別紙 3 の追加研修を受講する必要はないものとする。

オ 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有する者は、医師、保健師、管理栄養士又は第三の 1 (1) の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師（令和 12 年 3 月 31 日までの期間に限る。）が作成する特定保健指導支援計画に基づき、これらの者の統括の下で食生活の改善指導を実施するものであること。

カ 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有する者においては、3 メッツ以下の運動指導を実施することができるものとする。なお、メッツの考え方などについては、厚生労働省のホームページ（※ 2）に「健康づくりのための身体活動基準 2 0 1 3」が示されているので、これを参考とすること。

※ 2 <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002xp1e-att/2r9852000002xpqt.pdf>

(2) 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者

ア 実践的指導実施者告示第 2 の 1 中、「看護師、栄養士等」とあるのは、看護師、栄養士のほかに歯科医師、薬剤師、助産師、准看護師、理学療法士を含む趣旨であること。

イ 実践的指導実施者告示第 2 の 2 中「1 に定める者と同等以上の能力を有すると認められる者」に相当するものは、公益財団法人健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士のほか、旧 T H P 指針に基づく運動指導担当者であって、別紙 4 の追加研修を受講した者であること。

ウ なお、旧 T H P 指針に基づく運動指導担当者であって保健師及び管理栄養士並びに第三の 1 (1) の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師（令和 12 年 3 月 31 日までの期間に

特定健診及び特定保健指導の実施について

- 限る。) である者については、別紙4の追加研修を受講する必要はないものとする。
- エ また、平成20年3月31日までに旧THP指針別表の2に定める運動指導専門研修を修了した運動指導担当者については、別紙4の追加研修を受講する必要はないものとする。
- オ 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、医師、保健師、管理栄養士又は第三の1(1)の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師(令和12年3月31日までの期間に限る。)が作成する特定保健指導支援計画に基づき、これらの者の統括の下で運動指導を実施するものであること。
- (3) 実践的指導実施者告示別表に定める研修
- ア 実践的指導実施者告示別表に定める研修を実施する機関は、次に掲げる条件を満たすものであること。
- ① 厚生労働省のホームページ上に設けるデータベースに上記研修を実施する機関として所定の登録を行うこと。
 - ② 研修で用いる教材は、「循環器疾患・糖尿病等生活習慣病を予防するための情報通信技術を活用した保健指導プログラム及びその実践のための手引きの作成と検証」(研究代表者：春山早苗、令和2年度厚生労働科学研究)において作成された研修教材の内容を最低限含むものとする。
 - ③ 研修を行う講師は、医師、保健師又は管理栄養士としての実務経験があり保健指導の専門的知識及び技術を有する者、又はこれと同等以上の知識経験を有する者であること。
 - ④ 研修修了者に対して、研修を修了したことを証明する書面を交付すること。
- イ なお、実践的指導実施者告示別表に定める内容は最低限のものであり、必要に応じてカリキュラムを追加して実施することが望ましい。
- ウ 実践的指導実施者告示第1の1、第2の1の看護師、栄養士等は、実践的指導を実施するまでに、当該告示別表第1、別表第2に定める研修を修了していること。
- エ 特定保健指導を受託する者は、実践的指導実施者告示を満たす者が受託業務に従事する予定がある場合には、委託元の保険者に対し、実践的指導実施者が当該告示別表第1、別表第2に定める研修を修了したこと等を証明する文書を提出すること。

4 特定保健指導支援計画について

- (1) 特定保健指導支援計画においては、行動計画、支援内容のほか、保健指導の実施状況及びその結果並びに終了時の評価結果等を記載し、実施報告書としての役割を備えること。
- (2) なお、特定保健指導支援計画及び実施報告書については、別紙5の様式例を参考とすること。
- (3) 動機付け支援においても、別紙5の様式例を参考として、行動計画、保健指導の実施状況及び終了時の評価結果等を記載した実施報告書を作成すること。

5 健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録の取扱いについて

- 健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録の取扱い及び保険者への送付方法等については、以下のとおりとすること。
- (1) 電磁的方法により保険者に対して提出すること。また提出すべき特定健康診査等に関する記録の内容は、別紙6のとおりとする。
 - (2) 特定健康診査等に関する電磁的記録は、原則として、XMLで記述するものとする。
 - (3) マイナポータルへの閲覧に供する等のため、後期高齢者の健康診査情報を電磁的方法により後期高齢者医療広域連合へ送付する場合、上記(1)、(2)に準じるものとする。

6 その他

- (1) 特定保健指導を行う者は、以下ア及びイの事項を遵守すること。
 - ア 特定保健指導を行う際に、特定の商品又はサービス等の販売、推奨又は勧誘等を行わないこととする。
 - イ 特定保健指導を行う者である地位を利用し、不当に特定の商品又はサービス等の販売、推奨又は勧誘等を行わないこととする。

(2) 特定保健指導に関する具体的な実施方法等については、厚生労働省健康局より示される「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」の第3編保健指導を参考とすること。

以上

様式 特定保健指導個人票（動機付け支援）（様式C）

実施機関名： _____ 県庁所在地： _____ 保健所名： _____

特定保健指導個人票（動機付け支援）

申請受付 印刷/印刷 備考

1. 対象者情報* **2. 届出者***

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">姓</td> <td style="width: 30%;">氏名</td> <td style="width: 50%;">性別</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号</td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>所属</td> <td>〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号</td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>所属施設</td> <td>〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号</td> <td>電話番号</td> </tr> </table>	姓	氏名	性別	生年月日	〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号	電話番号	所属	〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号	電話番号	所属施設	〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号	電話番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>姓</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>職名</td> <td>〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号</td> </tr> </table>	姓	氏名	職名	〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号
姓	氏名	性別															
生年月日	〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号	電話番号															
所属	〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号	電話番号															
所属施設	〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号	電話番号															
姓	氏名																
職名	〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号																

3. 動機付け支援の状況

実施年月日	実施 市 区 区	実施場所	実施内容	実施結果
実施内容	<input type="checkbox"/> 個別指導(対面) <input type="checkbox"/> オンライン指導(対面)	実施場所	<input type="checkbox"/> 保健所 <input type="checkbox"/> 保健所(出張)	実施結果
実施回数	回	実施回数	回数	回数
実施内容	<input type="checkbox"/> 個別指導(対面) <input type="checkbox"/> オンライン指導(対面)	実施場所	<input type="checkbox"/> 保健所 <input type="checkbox"/> 保健所(出張)	実施結果
実施回数	回	実施回数	回数	回数
実施内容	<input type="checkbox"/> 個別指導(対面) <input type="checkbox"/> オンライン指導(対面)	実施場所	<input type="checkbox"/> 保健所 <input type="checkbox"/> 保健所(出張)	実施結果
実施回数	回	実施回数	回数	回数

4. 目標設定

目標項目	「前年度目標達成率」		「再設定(今年度 市 区 区)」	
	達成率	目標値	達成率	目標値
体重	達成率	目標値	達成率	目標値
体脂肪	達成率	目標値	達成率	目標値
血圧	達成率	目標値	達成率	目標値
血糖値	達成率	目標値	達成率	目標値
脂質	達成率	目標値	達成率	目標値
運動	達成率	目標値	達成率	目標値
禁煙	達成率	目標値	達成率	目標値
生活習慣病	達成率	目標値	達成率	目標値
生活習慣病予防	達成率	目標値	達成率	目標値
生活習慣病改善	達成率	目標値	達成率	目標値
生活習慣病予防	達成率	目標値	達成率	目標値
生活習慣病改善	達成率	目標値	達成率	目標値

5. 実施評価

実施内容	実施 市 区 区	達成状況	
		達成率	達成率
個別指導	市 区 区	達成率	達成率
オンライン指導	市 区 区	達成率	達成率
保健指導実施内容	市 区 区	達成率	達成率

※対象者から評価アンケートが得られたら、その結果評価が得られた場合は達成率(達成)目標値記入。その場合、実施年月日は達成内容記入を行う日とする。

6. 備考

<input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> 良率低下 <input type="checkbox"/> 途中経過 理由： _____	実施機関評価 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価</th> <th>評価項目</th> <th>評価</th> </tr> <tr> <td>1. 指導内容</td> <td>◎ 満足 ◯ 普通</td> <td>2. 指導回数</td> <td>◎ 満足 ◯ 普通</td> </tr> <tr> <td>3. 指導方法</td> <td>◎ 満足 ◯ 普通</td> <td>4. 指導時間</td> <td>◎ 満足 ◯ 普通</td> </tr> </table>	評価項目	評価	評価項目	評価	1. 指導内容	◎ 満足 ◯ 普通	2. 指導回数	◎ 満足 ◯ 普通	3. 指導方法	◎ 満足 ◯ 普通	4. 指導時間	◎ 満足 ◯ 普通
評価項目	評価	評価項目	評価										
1. 指導内容	◎ 満足 ◯ 普通	2. 指導回数	◎ 満足 ◯ 普通										
3. 指導方法	◎ 満足 ◯ 普通	4. 指導時間	◎ 満足 ◯ 普通										

様式 特定保健指導個人票（積極的支援）（様式D）

健康増進課	健康増進課	健康増進課	健康増進課
特定保健指導個人票（積極的支援）			
1 対象者情報*		2 届出者*	
所属部署	氏名	所属部署	氏名
性別	年齢	性別	年齢
所属部署	所属部署	所属部署	所属部署
3 支援計画（年度）*			
年度	年度	年度	年度
支援計画	支援計画	支援計画	支援計画
4 支援の進捗による支援			
支援内容	実施状況	実施状況	実施状況
実施内容	実施内容	実施内容	実施内容
5 再確認			
再確認	再確認	再確認	再確認
再確認	再確認	再確認	再確認
再確認	再確認	再確認	再確認
再確認	再確認	再確認	再確認
再確認	再確認	再確認	再確認
再確認	再確認	再確認	再確認

様式 特定保健指導（早期・分割）利用申出書

札幌市国民健康特定保健指導（早期・分割）利用申出書

申請日：令和 年 月 日

札幌市国民健康福祉局保健医療部国民健康推進課提出書

私は、令和 年 月 日に _____ にて実施
した特定保健指導等に参加し、特定保健指導利用費を受け取る前に、国民健康費にて
令和 年 月 日に特定保健指導項目（早期実施・分割実施）を利用したため、
特定保健指導利用費は下向き送付先へ送付してください。

<申込申請者>

氏名 _____
生年月日 _____ 年 月 日 生 住 居 _____
健康保険証 記号 _____ 番号 _____
特定保健指導実施場番号 _____
住所 〒 _____

<送付先>

〒 _____

（所属機関名）

〒 _____

様式 札幌市特定健診等事務代行機関利用届出書

札幌市特定健診等事務代行機関利用届出書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

開設者 住所

氏名 (代表者)

札幌市国民健康保険特定健康診査業務の健診及び請求情報の電磁的記録について、

____年 ____月実施分から

- ア 「札幌市が指定する事務代行機関に作成を依頼する」ことを届け出します。
- イ 「札幌市が指定する事務代行機関に作成を依頼しない」に変更しますので届け出します。

機関名称	(フリガナ) -----
所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> — <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
電話番号	— —
担当者氏名	

【作成要領】

- この様式は、札幌市保健福祉局国保健康推進担当課あて送付してください。
- 「札幌市が指定する事務代行機関に作成を依頼する」場合は、届け出が必要です。
(一度登録すると特定健康診査実施機関の登録の取り下げを行うまで有効です。)
- 札幌市が指定する事務代行機関に作成を依頼していた機関が、取りやめる場合には、届け出が必要です。
- 「開設者」欄には、開設者の住所・氏名の記入及び開設者の押印をしてください。
なお、法人の場合は、代表者名を記入してください。
- 「機関名称」、「所在地」及び「電話番号」欄には、保険医療機関届で届けた記載内容を記入してください。

様式 札幌市特定健診等実施医療機関変更届

札幌市特定健診等実施医療機関変更届

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

開設者 住所

氏名 (代表者)

1. 変更月日 (令和 年 月 日)

2. 変更内容

開設者変更 ・ 住所変更 ・ 法人化 ・ 名称変更 ・ その他 ()

新	旧

3. 医療機関コードの変更 (有 ・ 無)

医療機関コード 指定年月日：令和 年 月 日

(北海道社会保険局に新たに「保健医療機関指定申請書」を提出し、指定された年月日をご記入下さい。)

① 旧 特定健診・保健 指導機関コード	0	1	1							
② 新 特定健診・保健 指導機関コード	0	1	1							

支払基金への特定健診・特定保健指導機関届 提出年月日：令和 年 月 日